

2023年5月 26 日

## 学会認定継続研修会での「特例措置」解除と 2023 年度の実施要領

資格認定委員会  
研修委員会

本学会では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により、2019 年度～2022 年度まで、継続研修機会の研修ポイント付与について特例措置をとってきました。

しかしながら現在の感染状況、および国の感染対策方針の変更を鑑み、学会認定継続研修会の特例措置を解除します。

### 2019 年度～2022 年度 に開催された研修に関する特例措置について

継続研修機会の研修ポイント付与について

研修実績として研修ポイントが付与される継続研修機会は、事前に資格認定委員会に対し研修計画が申請され認定されたものに限る。

- ① 継続研修会の研修計画(企画)については、開催回数条件を解除する。
- ② 研修ポイントの付与については、各参加者の研修参加率を問わず実参加時間に対して付与するものとする。なお、付与ポイント数の上限は従来通り 16 ポイントである。
- ③ 開催にあたっては、オンライン形式による研修を研修機会として認める。

### 2023 年度は特例措置解除するが、オンライン形式による研修については認める

2023 年度は、学会認定継続研修会の主催者は、「開催回数条件」「研修参加率」について、学会認定資格関係規定集(p7)が定める以下の規定に従って、研修証明書を発行する。開催方法については、対面形式、オンライン形式のいずれも研修機会として認める。

- ① 1回の研修時間が2時間以上で、年間を通して8回以上開催
- ② 研修参加率7割以上参加した参加者に実質時間に応じてポイントを付与(上限16ポイント)
- ③ 開催にあたっては、オンライン形式による研修を研修機会として認める。

### 注) 特例措置期間中の学会認定継続研修会研修証明書に関わる注意事項

学会認定継続研修会的主催者が日本臨床心理士資格認定協会に認定申請し、継続型研修機会と認められている研修会についての注意事項は以下の通りです。

臨床心理士資格更新ポイントを申請するときには7割以上の参加率を証明する研修証明書の提出が求められ、オンライン研修はポイント二分の一の換算となる。特別措置の期間に発行された研修参加率7割未満の研修証明書を臨床心理士資格更新時に提出しないように、またオンライン開催の研修ポイントをそのまま申請しないように主催者は参加者に注意願いたい。